

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月13日(月) 午後1時25分～午後2時16分
2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室
3. 出席委員

●農業委員10人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	田	中 一 行
		3番	山	本 一 美
		5番	藪	内 孝 博
		8番	賀	山 圭 子
		9番	飯	野 幸 義
		10番	奥	山 昌 一
		11番	澤	大 篤
		12番	大	森 正 良
		13番	福	石 幸 生

●農地利用最適化推進委員6人

15番	土	師	信 義
16番	上	田	芳 夫
17番	岸	本	彰
18番	中	野	広 正
19番	宮	本	裕 澄
20番	藪	田	俊 博

4. 欠席委員 (4人)

2番	小	西	由 子
4番	米	村	進 司
6番	上	根	慶 万
7番	谷	口	貴 文

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

5番 藪 内 孝 博

10番 奥 山 昌 一

日程第4 報告事項

①前総会(4月10日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

て

③議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

④議案第4号 令和6年度農用地利用集積等促進計画第2号について

日程第6 その他

①農業委員会視察研修について

②岩美町振興公社の今後について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本征訓
局長補佐	前田悟史
主任	松本享子

事務局	<p>それでは、ただいまから令和6年度第2回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてでございますが、本日の出席委員は14名中10名で、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、2番の小西委員、4番の米村委員、6番の上根委員、7番の谷口委員からは欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。</p>
事務局 会 長	<p>それでは、会長から一言ご挨拶をよろしく願いいたします。</p> <p>改めまして、こんにちは。</p> <p>農作業のほうもいよいよ佳境に入ってきております。今、事務局長のほうからありましたとおり、欠席する委員さんもちよっと多いのかなというふうな感じがしますけれども、仕方がないのかなと思っております。</p> <p>今年の課題であります目標地図の作成について、今事務局のほうで現況の地図を作るように鋭意進めておるようでありますので、それができましたら、地域ごとに範囲を決定していただいて、また目標地図の作成にかかっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議長につきましては、岩美町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、以後、会長、進行のほうをよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、第3の日程でありますけれども、議事録署名委員の指名であります。こちらのほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、5番の藪内委員さんと、それから10番の奥山委員さんをお願いいたしますので、よろしく申し上げます。</p>

議長 それでは、議事に入らせていただきますので、まず報告事項ですけれども、前回の報告について、てんまつをお願いします。

事務局 では、3ページをご覧ください。
前総会、4月10日の総会のでんまつについてご説明いたします。
1点目、非農地証明ということで、院内地内の1件1筆の土地の非農地証明申請についてお諮りしました。承認していただきましたので、4月11日付で非農地証明を申請者に送付しております。
2点目、3条、2件2筆ということで、陸上地内と牧谷地内の売買による所有権移転についてお諮りしました。承認していただきましたので、4月11日付で許可証を譲受人、譲渡人それぞれに送付しております。
3点目、農用地利用集積等促進計画第1号ということで、23件128筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で4月11日付で町のほうに回答しております。
4点目、令和6年度最適化活動の目標の設定等の決定ということで、令和6年度の最適化活動の目標の設定等の案についてお諮りし、承認をいただきましたので、4月19日付で県、担い手育成機構、町にそれぞれに報告し、同日に町ホームページにも公表しております。
以上です。

議長 報告が終わりました。
皆さんのほうで、質問がありましたら。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議長 第1号議案、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局 それでは、4ページをお開き願います。
議案第1号「農地法の適用を受けない土地の認定について」でございます。
下記のとおり、非農地証明申請書を受理いたしましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めるものでございます。
担当のほうの説明いたします。

事務局

今回、1件1筆の非農地証明申請書が提出され、受理しております。申請者は、鳥取市の*****さんです。

資料のほうは別紙の資料1をご覧ください。

申請地のほうは大字新井字*****、登記地目は畑で現況は原野となっております。面積は418平米です。平成9年2月に亡き父が相続したが、耕作者が不在のまま荒廃地となった。令和5年3月に除草、耕うん作業を行って見たんですが、石や草が多くて作付は困難な状態で、農地として利用できる見込みがないということです。証明のほうは藪内委員さんにいただいております。

資料1の1ページのほうに塗り潰しの場所が申請地になっています。ちょっと写真が古くて、新しくできた橋が載ってませんので、ちょっと加工しております。その橋のたもとの辺りで、2ページ目のほうに現況の写真を添付しております。令和5年に除草、耕うんを行っておりますので、見た目には何か作れそうに見えるんですけども、長年耕作していなかったことから作付、耕作は難しいということです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりましたので、議事のほうに入らせていただきますけれども、藪内さんのほうで何か現地のほうの説明をしていただいて。

5番

確かにこの写真より、今見たほうがもっと草ぼうぼうになっとるんで、近隣の人は迷惑だろうなどは思うんですけど、非農地になったら、もう何もせんでもいいわけじゃないですか。隣で畑を作とられる方があって、その人には迷惑な話だなと思いつつも、申請されて書類がそろやあ、ここはイエスって言うしかないんでという感じです。

議長

じゃ、皆さんのほうから質問を受けたいと思います。質疑のある方、お願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、ないようですので採決のほうをさせていただきます。

第1号議案の「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございました。可決されました。

議長

それでは、議事の2番のほうに入らせていただきます。
議案第2号、説明のほうをお願いします。

事務局

それでは、5ページをお開き願います。
議案第2号「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。
農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理いたしましたので、許可について採択を求めます。
事務局より説明いたします。

事務局

では、議案の資料5ページをご覧ください。
今回は3件6筆の申請を受理しております。
まず、1件目について説明をいたします。
申請地は、大字陸上****、面積が185平米で登記地目は田でございます。めくっていただきまして、6ページ、同じく****、面積が268平米、同じく****で面積が347平米と、同じく****で面積が424平米、登記地目は全て田となっております。申請者は、譲受人が陸上の****さんで、譲渡人のほうが東京都八王子市の****さんです。申請者は親子で、譲受人のほうがお母さんで、譲渡人のほうがお子さんです。****さんの旦那様が亡くなって、子供の名義で相続登記をされたそうですけれども、東京、県外のほうに住んでおられて管理のほうがなかなかできないということで、お母さんのほうに所有権移転をして管理、栽培等をするということで権利の内容は贈与による所有権移転となっております。
場所につきましては、資料2の2ページをご覧ください。
塗り潰し部分が今回の申請地で、陸上の****です。上から****、****、****、****となっております。
資料2の1ページをご覧ください。
まず、ちょっと2の今後の利用についてのほうをお話しさせていただこうと思うんですけれども、申請地のうち、****と****は、これまでから畑として利用されていたということで、****と****は旦那さんがご存命のうちには水田として利用されていたということですが、ちょっとその水田が1人では難しいので、今後は畑として利用する予定ということでございます。地域の水利等の取り決めは遵守するというので、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えております。その他、ちょっと獣害等がひどいということで、野菜をつけるのは難しいかもしれないですが、果樹とか、あと可能であれば野菜も作りたいとおっしゃっておられました。
許可要件につきましては、全部効率要件の農業用機械はご自身で使われ

てないということで、耕うん等の機械が必要なものについては必要に応じてシルバー人材センターに委託されるということです。

*****さんのほうの年齢は*****歳で、農作業の経験自体は40年程度です。申請地は自宅から車で5分ほどの距離で、農地法、農業委員会が定める基準のほうに適合することを確認しております。

2件目につきまして説明いたします。

議案は、続いて6ページで資料は3をご覧ください。

申請者は、譲受人が大谷の*****さん、譲渡人は鳥取市の*****さんで、権利の内容は売買による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料3の2ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地で、申請地の東隣が申請者の自宅となっております。

資料3の1ページをご覧ください。

まず申請地の現状及び今後の予定について説明させていただきますが、申請者の現況地目は田となっているんですけれども、しばらく耕作をされていなかったようです。今後、*****さんのほうが果樹や庭木などを植えて利用する予定ということで、周辺農地に影響はないと考えております。庭木につきましては、植林のような農地転用ではなく、農地として利用することに当たるということを県のほうにも確認しております。

また、畑となるくらい土をたくさん入れるということでしたら、ちょっと地目変更の届けも行っていただくように指導はしていきたいと思っております。

許可要件につきましては、全部効率要件の農業用機械ですけれども、お父様が所有されている耕運機2台を持っていくということです。常時従事要件は本人が日中は仕事があるということもあり、30日で、父親、母親はそれぞれ100日で、ご本人とお父様について必要な限り農作業に従事するというふうに申請されております。その他、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認しております。

なお、売買価格が全体で*****円で、10アールあたりに直しますと、約*****円となります。

3件目につきまして説明いたします。

資料のほうは4ページをご覧ください。

申請地は、大字蒲生*****、面積が23平米、登記地目は田です。申請者は、譲受人のほうに蒲生の*****さん、譲渡人は大阪府大阪市の*****さんで、権利の内容は売買による所有権移転となっております。

場所につきましては、資料4の2ページをご覧ください。

ちょっと画像が小さくて見えにくいんですけれども、塗り潰しの部分が今回の申請地です。*****の近くの民家の裏手で、現況は畑となっております。申請者の方は、空き家バンクを通じて数年前にこの家を借りて居住

されていまして、今回その家を購入することになったとのことでした。

資料4の1ページの許可要件につきましては、全部効率要件の農業用機械についてはなしとなっておりますけれども、ほかに農地を所有しておられず、今回取得する農地の面積が小さいため、問題ないと考えております。その他、常時従事要件等、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認しました。

申請地の現状及び今後の予定については、これまで畑として利用されており、今後も畑として利用するため、周辺農地に影響はありません。トマトやキュウリ、大根などを作付予定とのことでした。

売買価格は、家と一緒に購入ということで一体で買うんですけども、面積案分で計算すると、*****円程度になるということで、10アール当たり約*****円程度の額となります。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

それでは、担当委員のほうから一言ずつお願いしたいというふうに思います。

では、大谷の澤さん。

1 1 番

今回の案件について、土師委員さんと、それから事務局と一緒に現地を確認しました。今回の土地の北側が町道、それから南側が平野川、西側には譲渡人の*****さんの工場の土地、東側は説明のありましたように*****さんの屋敷になっております。以前は、この申請地は田んぼとして稲を作っておられたんじゃないかと思えますけども、現在は周りをずっと宅地ですとか、それから道路、河川に囲まれております関係で、かなり水を取るのには苦労されとったんじゃないかと思えますし、それから現状の高さが低いので、多分軟弱だったんだなというふうに推測します。作るのにもかなり苦労されとったんじゃないかなと思えます。今回の土地については、農地の集団化とか周辺地域との調和に支障を与えるものでもありませんし、譲受人の*****さんの家の隣ということもあります。それから、今後継続して耕作するという誓約書が出されておるようですので、認めてあげてもいいのではないかなというふうに私は思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

では、蒲生のほう。

1 2 番

先日、上田推進委員さんと事務局のほうと私と3名で現地を見ました。登記地目が田というんですけど、平米数が23平米はあるんですけど、現

状は畑になっておりますけども、石崖で2メートル50から3メートルぐらい突き上げた中の上の農用地ですので、23平米は下の田でありますんで、実際にするとまだ少ないように思います。先日、見た限りでは、きれいに掃除してトマトとピーマンだとかの苗を植えとられたようですんで、耕運機等がなくても、プランターの栽培をするような家庭園芸ができるんじゃないかと思っておりますんで、購入されて使用させていただけば問題ないんじゃないかなと思います。

議長

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、質疑のほうに入らせていただきます。

質疑のある方、挙手をお願いします。

13番

一個だけ、いいですか。

*****さんの件で、これはもしかしたら将来的にお母様から息子さんに相続するという可能性もあると思っただけいいということですか。

事務局

そうです。

13番

分かりました。

議長

そのほか。

(質問、意見なし)

議長

では、ないようですので、採決のほうをさせていただきます。

3条の3件、許可に相当、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成です。許可のほう、よろしく願いいたします。

議長

それでは、第3号議案に入らせていただきます。

事務局のほう、お願いします。

事務局

それでは、7ページをお開き願います。

事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」でございます。

農地法第5条第1項の規定による農地の転用を伴う権利移動について、下記のとおり申請書を受理しておりますので、知事に進達するため、委員会の意見を求めます。

それでは、事務局より説明いたします。

今回、5条の転用許可申請書を1件受理しております。

議案のほうは7ページ、8ページで、資料は5で説明いたします。

申請地は、大字新井*****の581平米と、もう一つ、*****、581平米と518平米で、2筆とも登記、現況地目とも畑となっております。合計1,099平米を使用貸借による権利設定で転用する予定です。借受人は岩美町新井*****、*****さん、貸し渡し人のほうは鳥取市*****の*****さんです。

資料5の2ページに申請地の位置図をつけていますが、赤い印で囲ってあるところが今回の申請地で、この赤の中に2筆あります。

ここからの説明は資料5の1ページのほうで行います。

転用目的についてですが、資材置場です。申請者は岩美町、鳥取市福部を中心に建設業、農業を営んでおられて、そのために借りていた倉庫を退居することになったということで、新しい資材置場が必要となられました。農業用機械が5台と建設用機械4台を有しておられ、うち2台のほうは真名にある倉庫に置いておられるということです。申請地は、国道9号沿いで交通の便がよく、蒲生、小田、福部などの回送の中間地点でトラック等が出入りしますので、今回の申請地を資材置場として利用したいということです。

続いて、立地基準ですけれども、資料5の3ページをご覧ください。

申請地の北側に蒲生川、南側に国道9号が走っており、農業公共投資のない小集団の生産力の低い農地で、許可根拠規定は代替地なしとなっております。

資料5の1に帰っていただいて、営農条件ですけれども、申請地の北側は水路、南側が道路で、東側が雑種地で西側が貸し渡し人所有の水路となっております。北側の水路については、資材置場としての利用に関して、同意書が添付されております。

次に、一般基準ですけれども、他法令について、ほかに必要な許可等はありません。

それから、規模の妥当性ですけれども、4ページのほうに土地利用計画図をつけております。建設用機械が4台と農業用機械が3台、そのほか、建設事業用の真砂土や看板、農業用資材などを置く計画となっております。土地利用計画図から妥当な規模であると考えております。

それから、3の被害防除計画についてですけれども、申請地は土地をならして碎石を敷いて利用するというので、水路に碎石が落ちないように1メートル程度余裕を持って敷き、しっかりと固めるということです。それから、雨水は自然流下で既存の側溝へ流して、汚水等は発生しません。

それから、資金調達計画ですが、まず必要経費としては埋立整地費が***円で、それ以上の額の*****銀行の通帳の写しが添付されております。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。
質疑のある方、挙手をお願いします。よろしいですか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、採決のほうをさせていただきます。
3号議案の農地法5条の件について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ですので、採決されました。

議 長

それでは、第4号議案に入らせていただきます。
事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、9ページをお開き願います。
議案第4号「令和6年度農用地利用集積等促進計画第2号について」でございます。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたので、委員会の意見を求めます。
それでは、事務局より説明いたします。

事務局

では、議案10ページから12ページのほうに農用地利用集積等促進計画の案を載せております。各地区の図面は資料6のほうをご覧ください。
今回の計画案もほぼ更新となっております。新規のほうの筆が2筆ありまして、10ページの*****が借り受ける外邑の筆と、12ページの*****の高山の筆が新規となっております。
権利の設定をする農用地については、賃借権によるものが55筆、7万

9, 782 平米、使用貸借によるものが3筆で3, 984 平米、合計が58筆、8万3, 766 平米となります。

簡単ですが、説明は以上です。よろしく申し上げます。

議 長

説明が終わりました。

それでは、番号2番の*****さんの促進計画、質疑のある方、お願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決させていただきます。

*****さんの促進計画、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

続いて、3番の*****の促進計画についてご意見のある方、質疑ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

それでは、5番の*****さんの促進計画で、ご意見、質疑のある方、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、5番の*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。

それでは、6番の*****の案件について、促進計画、ご意見がありまし

たらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、*****の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でした。
それでは、7番の*****さんの促進計画でご意見、質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、7番、*****さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でありました。
それでは、*****、*****さん、*****、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さん、*****さんの案件について、一括して上程させていただきます。質疑のある方、挙手をお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、ただいま上程しました促進計画に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成で可決されました。

議 長 それでは、その他のほうに入らせていただきますが、事務局のほうでお願いします。

事務局

- ①農業委員会視察研修について
- ②岩美町振興公社の今後について

議長

皆さんのほうで、その他、何かございましたら。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、来月の6月10日午後1時30分よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

では、6月10日午後1時30分に農業委員会を開催しますので、よろしくお願いをします。

では、今日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。